

[捜査官 桜井]

もしもし。

[告訴人 野村]

蘭越の野村と申します。おはようございます。3月25日にも電話した件で、ちょっと繰り返しになっちゃうんですけど、告訴によって、告訴告発によって、時効が停止しないんで、出したとしても、あなた方が何の捜査もしないで、持ち続けることによって、それが犯罪者を逃すことにも繋がるわけなんです。

だから、あなた方が捜査しないんであれば、とっとと送検して欲しいんですけど。

[捜査官 桜井]

はい、捜査はしてます。

[告訴人 野村]

何もしてもしてないですよ、何もしてない、あなた方、捜査なんか、何もしてない。何をしたんですか？。

[捜査官 桜井]

捜査です。

[告訴人 野村]

この前言った通り、新聞記者とか、一般の人が言ったときには、「捜査のことは何も言えない」の一点張りでもいいけども、実際、その端緒を具体的に証拠を添えて、僕は告訴告発を出してるわけですよ。

その人に対しては、一定の情報提供ってあるものじゃないんですか？

[捜査官 桜井]

捜査してます。

[告訴人 野村]

一定の情報提供が、あるものじゃないんですか？

「こういうことはやりました」と、具体的な・・・

[捜査官 桜井]

それは、ないですね。「捜査してます」としか言えないですね。

[告訴人 野村]

あなたは、ここが一番最初に聞くべきだと、僕が明記して伝えてる人がいますよね？何人か。その人に話を聞いたんですか？

[捜査官 桜井]

捜査はしてます。

[告訴人 野村]

話し聞いてないんだよ、あなた方は。何もしてないんだよ。何もしないんだったら、いたずらに時効を援用するだけなんで、送検してもらえませんか？さっさとね。

[捜査官 桜井]

捜査を・・・

[告訴人 野村]

これ検察・・・法務省に聞いたんですけど・・・法務省が・・・検察官か・・・

「時効が一つの目安になる」と。警察がその事件をどう処理するか。あなた方は、当然、時効を勘案して、それを持つことによって、時効がどんどん進んでしまうんであったら、とっととやるべきじゃないんですか？送検すべきじゃないんですか？

[捜査官 桜井]

だから、捜査してませんよ。

[告訴人 野村]

いや、捜査してないよ。止めてもらえませんか？もう、邪魔するのは。僕の捜査の邪魔するのは、止めてもらえませんか。何もしなくていいから送検して。送検してくれよ。あなた方は何もしないよ。

[捜査官 桜井]

はい。

[告訴人 野村]

何もしないよ。何をするんですか。

[捜査官 桜井]

捜査です。

[告訴人 野村]

何をしたんですか？何をするんですか？何もしないんだよ。

[捜査官 桜井]

(無言)

[告訴人 野村]

捜査するしないは、もう何も期待してないから、元々、あなたに期待してないから、何も言わなくていいよ。いつまでに送検するのかを、教えてもらえません？

あなた方が、いつかと言わずに、持ち続けたら、全部、時効になっちゃうんですよ。あなた方が、捜査もしないで、持ち続けていくことによって、事件は風化しちゃうんですよ。それを防止するためにね、いつ頃を目途にしているのかを知りたいんです。

[捜査官 桜井]

捜査をして、送る・・・送付する予定でいます。

[告訴人 野村]

僕は時間を聞いてるんです。テレビドラマ見たって、リソース、警察官の予算、人件、どう使うかを考えれば、それを有効に使うために時効ってあるんじゃないですか？

いつまでも、解決しないものをダラダラと捜査し続けることによって、解決できる事件に、注力できなくなるから、時効って存在するんじゃないですか？

であるなら、あなた方だって、捜査しないんだったら、さっさと、それを、送検すべきじゃないんですか。

当然ね、時効があるのと同じように、警察が「いつまでに送検する」という目標を持ち持つことに、繋がるはずなんですよ。

[捜査官 桜井]

はい、

[告訴人 野村]

分かりますよね、僕の言ってることを。時効があるんだったら、その時効の、5の1とかね10分の1の期間で、捜査を、時効の多分時効と同等ってことはあり得ませんよ。

時効までの半分とか、5分の1の期間で、捜査して、そこで、進まなかったら、もう諦めると。さっさと送検すると。もしかしたら、検察は捜査するかもしれないよ。警察は経済事件まったく捜査してないけど、検察はするから、ね。あなた方は、経済事件を、あなた方が、経済事件を捜査しなくても、検察が捜査する可能性ってあるんじゃないですか。

[捜査官 桜井]

そうなんですか？

[告訴人 野村]

そうでしょう？経済事件なんか、東京地検特捜部しかやってないよ、テレビで出るニュースは。警視庁が経済事件なんかまともにやらないよ。少なくとも権力者の汚職に関することは。誰だって知ってるよ、そんなこと。倶知安の警察署が汚職事件を捜査した経験があるとは、僕はサラサラ思っていないよ。

[捜査官 桜井]

(無言)

[告訴人 野村]

この前も言ってる通り、あなたが、そんな経験がないんだったら、近江さんなり、他の応援を呼ぶなり、自分にできないと思うんだったら、送検すべきじゃないんですか？検察に委ねるべきじゃないんですか？あなただけじゃないんですから。

[捜査官 桜井]

やってますよ、ってお答えします

[告訴人 野村]

やってないよ、何も。何もやらないんだったら、検察に回して。これね、あなた方
1 次捜査ですよ？あなた方だけじゃないですよ？捜査機関は。

[捜査官 桜井]

(無言)

[告訴人 野村]

聞いてるんです

[捜査官 桜井]

はい。

[告訴人 野村]

もう 1 回、繰り返しますね

[捜査官 桜井]

お答えしてますよね。

[告訴人 野村]

だから、いつまでに捜査を終了して、送検するんですか？

[捜査官 桜井]

それはお答えできません。

[告訴人 野村]

これ年内にするんですか。

[捜査官 桜井]

お答えできません。

[告訴人 野村]

もう今年になったら、5 年の時効が過ぎるのが出てくるんですよ。いくつもね。あ
と 1 年持ってたら、あなたが持ってることによって、時効が完了しちゃうんですよ。
分かりますよね？僕が、あなたを急かす理由が。

[捜査官 桜井]

捜査、ちゃんと捜査してますよ。

[告訴人 野村]

何の保証もないでしょう？実際、何の捜査をしてるのかさえも一言も言わないで。

[捜査官 桜井]

それはお伝えできない。

[告訴人 野村]

告訴をしている相手だよ。あなたが何を調べてるか分かんないけど。少なくとも、僕の方が、遥かに、公的な証拠を集めてるよ。整理してるよ。

[捜査官 桜井]

そうなんですね。

[告訴人 野村]

手間をかけてるのは、遥かに僕の方が手間をかけてるよ。だから、僕の捜査の邪魔をしないでくれよ。

[捜査官 桜井]

(無言)

[告訴人 野村]

あのね、もう 1 回繰り返すよ。あなた方も他の公務員と同じで一点張りだから。時効が存在するのと同様に、警察の捜査にも、時効と同等に期限を設けるべきなんです。

限られた警察力を適当なところに回すために、必要なところに。あなた方が、ずっと持ち続けると、時効が完了しちゃうんです。本当に何もしないで持ち続けるだけで、それならば、さっさと、送検してくれた方が、2 次捜査が行われる可能性がゼロじゃないから。それを僕は望むんです。

あなた方にね、「とっと移送してくれ」と、「送検してくれ」と。それを尊重すべきじゃないんですか？告訴人告発人の、意思として、とっとと。「あなたが信用できないから、さっさと送検してくれ」と。「警察に期待してない」と、まだね、どうか分かんないけど、「検察が捜査するかもしれない」と。そこに一流の期待を持

ってるから、「さっさと送検してくれ」という意思を尊重すべきじゃないですか？

[捜査官 桜井]

はい。

[告訴人 野村]

即答は求めません。即答を求めません。即答は求めません。そんな簡単な話じゃないはずだから、即答で回答できる話じゃないような気がするから、あなたが即答できるんだったら、即答したらいいよ、相手が「1次捜査には何も望まないから、送検してくれ」とね、告発人・告訴人が言ってる場合、その意思は尊重すべきじゃないですか？

[捜査官 桜井]

でも、捜査しないと・・・

[告訴人 野村]

違う。僕が聞ってる内容と違うでしょ？僕が言ってるのは、確信を持って、あなた方、何も捜査してないよ。捜査する気ないよ。してないよ、捜査する気ないよ。僕も全く期待してないよ。

僕も全く期待してない。全く期待してない。その場合に、相手が早期送検を望む場合はね、相手の意思を尊重すべきじゃないですか？

[捜査官 桜井]

いや、それだけじゃ送致はできないですよ。（笑）

[告訴人 野村]

送検ですよ。書類送検ですよ。書類送検ですよ、それだけじゃできないんですか。

[捜査官 桜井]

しますが、あなたの希望だけではできません。

[告訴人 野村]

希望だけとは言ってないでしょう？僕は、聞ってるのは、尊重すべきじゃないですか？

[捜査官 桜井]

同じですよ。 (笑)

[告訴人 野村]

同じじゃないよ。

[捜査官 桜井]

(笑)

[告訴人 野村]

鼻で笑うのはやめてもらえません。気分悪くなるから。尊重すべきじゃないんですか？相手の、告訴人・告発人の、「早く送検してくれ」という要望は、尊重すべきじゃないですか？

[捜査官 桜井]

うん、それだけでできない・・・

[告訴人 野村]

それだけとは言ってないでしょ？僕は尊重するかしないかって話をしてるでしょ？ちゃんと正しい日本語で受け答えしてもらえませんか？

[告訴人 野村]

(不明) をするために捜査してますよ。

[告訴人 野村]

僕が聞いているのは、相手の意思を尊重するかしないかということを聞いているんです。イエスかノーで答えられる・・・

[捜査官 桜井]

(不明) だけでは・・・

[告訴人 野村]

ちょっと待ってくれよ、尊重するかしないかということを聞いているんです。尊重したいけれども、別の理由でできなかったということはあるんです。

僕が聞いているのは、尊重するかしないかなんですよ。尊重するんですか？これを何

度も言ってる通り。一言で答えれることじゃないと思うよ。あなた、あんまり経験ないみたいだから。ちゃんと分かる刑事部長に聞いてくれよ、刑事部長に。その上で答えてくれよ。

[捜査官 桜井]

捜査をして、送付をするんですよ、

[告訴人 野村]

送付？

[捜査官 桜井]

送るんで、送検するんですよ。

[告訴人 野村]

いやだからね、もう1年たつでしょ？1年。もう1年。僕が言ってるのは、時効になっちゃうんですよ、あなたがモタモタしてたら。あなた方が刑事訴訟法47条を盾にして、文書を表に出すなって言うから、僕は表に出せないんですよ。

公開告訴・告発ができないんですよ。あなた方がいたずらに長く持つから。何もしないくせに。何もしないんだったら、さっさと送検してくれよ。さっきも言ってる通り、警察が捜査しなくても、検察が捜査する可能性はゼロではないから。あなたが捜査する可能性はゼロだよ、印象的に。だから聞いているのは、いつまでに送検するんですか？

[捜査官 桜井]

それは明確には答えられない。

[告訴人 野村]

時効になっちゃうでしょう。あなたが「捜査する」「捜査する」と言いながら、何もしないで、ことごとく、あなたは時効にできちゃうんだよ。自分たちが事件化したくないものに対して。人さまが、民主的に、告訴告発で、犯罪の端緒を、具体的に証拠を添えて、告訴したって、全部あなた方が、なかったことにできちゃうんだよ。そんなことやってたら、僕の言ってること分かります。あなた、そういうこと

してるんだよ。

[捜査官 桜井]

捜査はしてますよ。

[告訴人 野村]

捜査はしてないよ。してないよ。何にもしてないよ。「捜査してる」「してる」って、何もしないんだよ、警察は。いつつもだよ。何もしてないよ。

[捜査官 桜井]

うん。してますけどね。

[告訴人 野村]

してないよ。町長にも会ってないし、副町長にも話も聞いてないよ、まともに話を聞いてないよ。

僕が黒幕だと言ってるあの人にも、話し聞いてないよ。何にも聞いてないよ。こそこそ裏金もらってるかもしれないけど、何もしてないよ。捜査らしいものは。

[捜査官 桜井]

そう思っていて結構なんですけど、

[告訴人 野村]

だから聞いているのは、そう思ってるから、「さっさと送検してくれ」と言ってるんだよ。

[捜査官 桜井]

しますよって。

[告訴人 野村]

これね、あなたじゃ無理だよ。

[捜査官 桜井]

もう、よろしいですか？

[告訴人 野村]

あのね、もう 1 回聞きます。これ最後です。相手が「さっさと送検してくれ」と、

いたずらに時効を援用されても困るし、検察の捜査に期待して・・・時効がまだ終わってない段階で、「検察の捜査に期待するから、警察はもういいから、とっとと書類送検してくれ」と言う告訴人告発人の意思を、尊重すべきじゃないですか？ 1 次捜査の機関として。

[捜査官 桜井]

送付・・・送検はしますよ。

[告訴人 野村]

違う。聞いているのは、尊重するのか、しないのかだよ。

[捜査官 桜井]

(小声で) 言ってる意味が分かんないですね。

[告訴人 野村]

分かんないんですか？ 僕の言ってることが。相手の意思を尊重する・・・尊厳・・・相手が、思いを持って、書類をまとめた訳ですよ。告訴状・告発状をまとめたわけですよ。それに対しての、尊敬の念があるのであれば、相手のね意思に対して、その相手の意思を尊重して。分かりやすいのは尊厳死だよ。止めましょう、話ずれるから。

・・・「尊厳を持って死にたい」と言っても、「あなたの意見は尊重するけれども、医者としてそれはできないんだよ」と。これが尊敬は持つけれども、実際にはできない理由だよ、代表的な。でも医者は尊敬するんだよ、相手の意思を。「もう苦しむんだったら、早く死にたい」という意思に尊重の意思を添えた上で、安楽死を許さないんだよ、ほとんどの医者は。

同じように、あなたが、あなた方がね、相手が「あなた方の捜査を望まない」と、「警察の捜査は望まない」と、「強いて言えば、検察にはまだ期待ができるかもしれないから、とっとと送検してくれ」と言ってることをね、尊重した上で何か特別な理由で、できないという理由があれば、それを言ってくれよ。

医者が医師法を盾に「できない」と言ってるのと同じように。あなた方は、僕の意

思に対して、「尊重するけども、こういう理由でできない」というのがあれば、言ってくれよ。

[捜査官 桜井]

捜査はしてます。

[告訴人 野村]

してないよ。質問に答えて。尊重するのかもしれないのだよ。

[捜査官 桜井]

うん、送検はしますよ、

[告訴人 野村]

「いつまでに？」と言ってるんです。「早くやってくれ」と、こっちは言ってるんですよ。「さっさとやってくれ」と、「いつまで？」にという期限を、あなた方は設けるべきじゃないですか？相手の意思を尊重してね。

[告訴人 野村]

何も答えないんだよ、あなたは。何年もずっと持ち続けるだけだよ。時効が終わるま。あきれるよ。警察はしないんだよ。何にも。告訴告発に対してね、何にもしないんだよ。いい例だよ。呆れるよ。ここまでやってもしないんだよ。

[捜査官 桜井]

よろしいですか？

[告訴人 野村]

聞ってるでしょ？質問に答えてくれ。相手の意見を尊重するんですか？しないんですか？「とっとと送検してくれ」という意思を、尊重すべきじゃないですか？

[捜査官 桜井]

お話は分かりました。

[告訴人 野村]

あなたが言ってるのは全く尊重してないから、だから「全く尊重できません」なら、それでいいんだよ。それを「尊重するけども、こういう理由でできない」というの

があるんだったら、教えてくれよ。さっきの医者例と同じように。

[捜査官 桜井]

そもそも、ちょっと分からないので、あれなんですけど・・・

[告訴人 野村]

あなたは全く相手を尊重してないんだよ。

相手の告訴人・告発人の意思を全く尊重する気がないから。そんな言葉しか入ってこないんだよ。

[捜査官 桜井]

捜査はしてますし・・・

[告訴人 野村]

違う。尊重してるかどうかと聞いてるでしょう。相手の意思を尊重するのか、しないのかと。僕は、警察に何も望んでないんです。

でも一時操作の窓口は、警察にするのがセオリーだから、仕方なく、そうしたんです。いきなり検察に出すことだって、選択の中にあるんです。でも警察にしたのは。それなりの理由があったんです。一縷の期待を持ってたから。もしかしたら、捜査する可能性がゼロではないなど。

でも、1年経ってゼロだと分かりましたから。もう止めて、さっさと検察に送検してください。この意思を尊重するのかしないのか？

[捜査官 桜井]

しますよ。送検は。

[告訴人 野村]

違う。僕は「さっさとやってくれ」と言ってるんです。速やかに。「警察の捜査に期待してないから、速やかに送検してくれ」ということを言ってるんです。

これ本当にあなた調べないでね、あなたの言ってることは、全く尊重してないんだよ、僕の意味を。本当にそんな、立て板に水の対応でいいと思ってるんですか？相手が、ここまで望んでいるにもかかわらず、質問にまともに答えようとしなくて。

やるかやらないか分からないのに「捜査してます」「捜査してます」の一点張りで、いつまでも持ち続けるつもりなのか分かんないけども、時効をいたずらに援用する可能性を、相手に与えながら、持ち続けると。それをあなたはやってるんだよ、今。

[捜査官 桜井]

でもちゃんと捜査・・・

[告訴人 野村]

してないよ。もう止めてくれよ、「捜査してる」「してる」というのは。しないんだったら、さっさとやめてくれよ。

[捜査官 桜井]

もうよろしいですか？そしたら。

[告訴人 野村]

しなくていい。捜査なんか。どうせやってないんだから。

[捜査官 桜井]

分かりましたから。だから、その・・・

[告訴人 野村]

止めて。ちょっと所長に代わって。

[捜査官 桜井]

言っていることは分かりましたから・・・

[告訴人 野村]

所長に代わってくれよ。あなたとじゃ話にならないよ。

あなた本当に自分で・・・これ録音してます。もう僕、呆れてるから、あなたのやってることに。録音してます。全部録音してます。これ公開しますよ。

[捜査官 桜井]

そう・・・

[告訴人 野村]

公開しますよ。いいですか？

[捜査官 桜井]

・・・っていうこと・・・

[告訴人 野村]

いやいやしてない。絶対してないよ何もしてないよ。

これ公開しますね。結局、警察に言っても、何も動かないから。何もしないから。何もしない。で、僕らにできることは、警察に頼れないから、他の手段しかないんですよ。他の人が・・・警察が何とかしてくれると思って、実際には何もしないっていう、悲劇を減らすために、これは公開します。よろしいですか？何もしてない、あなた方は。捜査なんかしないんだよ、最初から。

[捜査官 桜井]

(無言)

[告訴人 野村]

いいですか？

[捜査官 桜井]

してるので・・・

[告訴人 野村]

してない。もう結構です。もう結構です、一点張りは。切りますね。公開しますからね。いいですね？公開しますよ。

[捜査官 桜井]

(無言)

[告訴人 野村]

切らないんですか？

[捜査官 桜井]

(無言)

[告訴人 野村]

もしもし、ならなんで切らないんですか？

[捜査官 桜井]

いいんですか？切って。

[告訴人 野村]

公開しますよ、だから。あなたがちゃんとともに聞かないで、自分の判断だけで、重要な質問に、軽くあしらおうとしてるから。本当にいいんですね？

相手の意思を全く尊重しないで。相手が「送検してくれ」と、警察には望んでなくて、警察の捜査に。一縷の希望を繋ぎたいと言ってるにも関わらず、相手の意思を尊重せずに、何ら具体的な理由を伝えずに、「捜査してます」「捜査してます」の一点張りで、終わらせる。相手の希望には、全く、何の配慮も示さない。

それに対して、ちゃんと、聞くべきじゃないですか？何か問題が多くありそうな気がしますよ。あなたが言ってる、対応が。相手が、告発人が、希望して、「もう送検してくれ」と、「捜査やめてくれ」と。

・・・取り下げというものがありますよね。取り下げではないですよ、取り下げは具体的に、約定されてますけど。取り下げじゃなくて、送検を望む場合、どっか犯罪捜査機関規範の隅っこに「速やかにやらなきゃいけない」とかあるんじゃないですか？あるような気がしますよ僕は。

[捜査官 桜井]

捜査をして、送検するんで・・・

[告訴人 野村]

違う、違う、違う。僕が聞いているのは、どっか深い・・・何とか通達とか、5年前10年前の通達とかで、過去に、告発者が、訴えてるにも関わらず、警察が何もしなかったことによって、その人が死んでしまったような事件が発生して・・・例えばの話ですよ。それによって、警察署が、警察庁が通達を出して、「告発者が望んだ場合には、だいたい何日間を目安にやらなければならない」みたいな通達があるかもしれませんよ。あなたは簡単にあしらってるけどね、本当にいいんですね？そんな対応で。ちゃんと聞いて答えるべきじゃないですか？

[捜査官 桜井]

捜査はしています。

[告訴人 野村]

聞いているのは、相手が望まないにも関わらず、送検しないで、ダラダラと持ち続けようとするのに対して、あなたの一存で、そんなやり方をしちゃっていいんですか？本当に。

[捜査官 桜井]

だって捜査はしてる・・・

[告訴人 野村]

だから、しなくていいと言ってるでしょう。どうせ何もしてないんだから。しなくていいよ、もう止めてくれよ、邪魔するのは。僕の邪魔するのは。

[捜査官 桜井]

いや、してないですけどね。

[告訴人 野村]

邪魔してるよ。

[捜査官 桜井]

はい。

[告訴人 野村]

止めてくれよ、もう。さっさと送検してくれよ。

[捜査官 桜井]

しますって。

[告訴人 野村]

だから、いつまでにするんですか？

[捜査官 桜井]

それはお答えできないですね。

[告訴人 野村]

あなた援用してるだけだよ。時効を援用してるだけ、持ち続けて。検察にも送らないで、時効を停止させないで、相手に希望だけを持たせるだけで、犯罪者を逃す一方だよ。そんなんばっかだよ、あなた方のやってることは。

[告訴人 野村]

民主的な、事件の端緒には興味ないんだよ。自分たちが、事件にしたいものだけやってりゃいいんだよ。呆れるよ。

[捜査官 桜井]

分かりました。

[告訴人 野村]

だからね、送検してね。

[捜査官 桜井]

しますよ、

[告訴人 野村]

早く速やかに、

[捜査官 桜井]

はい。

[告訴人 野村]

速やかにですよ、1ヶ月以内にですよ。

[告訴人 野村]

分かりましたね。

[捜査官 桜井]

分かりませんけどね。

[告訴人 野村]

1ヶ月以内に。

[捜査官 桜井]

分かりませんが、送検はします。

[告訴人 野村]

駄目です。1ヶ月以内に、速やかに・・・

ちょっと、代わって。埒あかないよ。あなたじゃ、埒あかないよ。止めてくれよ。
もう外れてくれよ。近江さんに代わって。

[捜査官 桜井]

いないですね。誰もいないです。

[告訴人 野村]

これね、さっきも言ったように公開します。悲劇を・・・いたずらに「警察を訴えたら何とかしてくれる」と思っている悲劇を減らすために、後悔します。いいですね。

公開します。駄目なら、駄目な理由を明確に伝えて。ここまでやっても、警察が動かない、ということを、ちゃんと、明らかにしておきたいから。駄目なら駄目な理由を言って。

[捜査官 桜井]

捜査をしていますから。

[告訴人 野村]

してないよ。何もしてないよ。いいですね。よろしいですね。公開しますよ。いいですね？駄目なら駄目な理由言って。

[捜査官 桜井]

(無言)

[告訴人 野村]

理由を言えないだったら、理由はないものとして、公開します。よろしいですね。

[捜査官 桜井]

とりあえず、捜査はしてて、送検はするということは、私、お答えしました。以上でよろしいでしょうか？

[告訴人 野村]

駄目です。期限っていうのは、絶対、必須なんです。日付って重要なんです。いつかいつかと言って、いつまでもやらなかったら、やらないのと一緒になんです。あなたが言ってるのは、そんな子供だましの、「そのうちやりますよ」だよ。

[捜査官 桜井]

いつってというのは、ちょっと・・・

[告訴人 野村]

何もやらないで終わらせちゃうんだよ、いつつ。そのうちに確実に時効はやってきて、罪を問われなくなるんだよ。あなたがやってるのはそんなことだよ。そんなレベルのことだよ。

[捜査官 桜井]

(無言)

[告訴人 野村]

明らかでしょう？何もしていないんだから。

[捜査官 桜井]

分かりました。

[告訴人 野村]

公開しますからね。

[捜査官 桜井]

やってても、「やってない」と言われてしまえば、ずっと終わらないので、お話が。でも、わたし達は捜査をしています。

[告訴人 野村]

何にもしてないよ。

[捜査官 桜井]

送検もします。

[告訴人 野村]

何にもしてないよ。

[捜査官 桜井]

以上です。では、失礼します。